

# 西巽が丘町内会規約

令和6年4月13日

## 西巽が丘町内会規約

### 第1章 総則

第1条 この会は、西巽が丘町内会と称し、この会の事務局は会長宅に置く。

### 第2章 目的および事業

第2条 この会は会員相互の親睦協力により、福祉・文化の向上を図り、住みよいまちづくりを目的とする

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健衛生に関すること
- (2) 福祉文化に関すること
- (3) 教育体育に関すること
- (4) 防犯衛生に関すること
- (5) 土木に関すること
- (6) その他目的を達成し、また会を運営するために必要なこと

### 第3章 会員・班

第4条 この会は、西巽が丘地区に在住し、この趣旨に同意した家族全員を会員とする。

2 第3条の目的のため、連絡調整・周知を容易にするため区域ごとの班を設ける。

第5条 第14条に定めるところにより各戸の代表者(各世帯1名)は会費を納入する。

### 第4章 役員、班長、顧問、参与、名誉会員

第6条 この会には、次の役員および班長を置く

- (1) 役員は、会長1名、副会長2名、総務2名、会計1名、会計監査1名とする。
- (2) 班長は各班ごとに1名とする。
- 2 この会には、次の顧問、参与、および名誉会員を置くことができる。
  - (1) 顧問は若干名とし前年度より推薦する。
  - (2) 当町内会推薦により選出された市議員は参与とする。
  - (3) 名誉会員は、当町内会役員会にて推薦できる。

第7条 班長は、各班よりそれぞれ輪番制にて選出することを原則とするが、各班の人的状況を鑑み各班で決定することができる。

第8条 会長、副会長、総務、会計の選出は班長の互選とし、会計監査は前年度会計が担当する。

第9条 役員、班長、顧問の役務を次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総理し、知多市の委嘱を受け、知多市からの通達事項の
  - (2) 連絡および西巽が丘地区の建設的事項につき関係当局への反映を図る。
  - (3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時はその職務を代行するとともに防災の円滑な運営を図る。
  - (4) 総務は班長会の議事録および一般事務事項を司る。
  - (5) 会計はこの会の資金を直接管理する。
  - (6) 会計監査は、年1回会計を監査する。
  - (7) 班長は、第3条の事項を分担し、会の円滑な運営を図る。
  - (8) 班長は、会長からの市通達事項および一般事項を管轄会員に伝達し、班内の意見をとりまとめ会長に進言する。
  - (9) 顧問は、会長から委嘱された業務をおこなう。
- 役員が選出された班は、他に班長を選ぶこともできる。

第10条 役員および班長の任期は1年とする。

### 第5章 役員会・班長会および部会・委員

第11条 役員会及び班長会は、会長が招集する。

第12条 班長会は役員および班長で構成する。

- (1) 班長会はこの会の議決機関であり、特別な理由なき場合は毎月1回以上開催する。
- (2) 班長会は過半数の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上をもって決議する。
- (3) 班長は下記の各部会・委員会等に所属し、それぞれの部会・委員会はその計画・運営を主体的に実行する  
スポーツ委員、土木部、教育・体育部、文化部、福祉部、防犯・衛生部

## 第6章 会計

- 第13条 この会の資金は、次に掲げるものにより構成する。
- (1) 会費
  - (2) 知多市よりの事務委託費
  - (3) 寄付金
  - (4) その他の収入
- 第14条 (1) この会を運営するために、会員は一世帯に付、1年分(300円\*12か月)の会費3,600円を会に納入する。ただし、2回に分けての納入も可能とする。(4~9月・10~3月分の2回払い)
- (2) 途中入会の場合は、入会翌月より年度末(3月)までの月割額とする。
- (3) 途中退会の場合、前納された会費は返却しないが、入金時に引越等し等の理由により退会が確定してる場合に限り月割入金も可とする。
- 第15条 会費は、班長ごとに取りまとめ、会計まで入金する。
- 第16条 臨時会費の徴収が必要な場合は班長会の承認を得て徴収することができる。
- 第17条 上記収入は、会の目的のための行事、水光熱費、維持管理費等のに支出することができる。
- (1) 上記年間予算書は役員会で承認・決定され、5月度班長会で承認されたのち有効となる。
  - (2) 3万円以上5万円未満の支出は事前に会長の了承を必要とする
  - (3) 5万円以上10万円未満の支出は役員会の了承を必要とする。
  - (4) 10万円以上の支出においては、各部・担当で予算書を作成の上、役員会の了承ののち、班長会で承認をし、支出することを原則とする。
- 第18条 役員、班長は内規の定めるところにより「連絡・交通費」を受け取ることができる。
- 第19条 会員の慶弔見舞金は、内規の定めるところにより支出するが、それら儀式への参列等は会員の職務としない。
- 第20条 各種団体への助成金は内規の定めるところにより支出する他、役員会・班長会の承認で支出することができる。
- 第21条 この事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 この会の会計報告は、会計監査の公正である証明とともに年1回、会員に公表する。

## 第7章 班の合併・分割

- 第23条 (1) 各班の規模は15戸程度とし、必要に応じ合併・分割をおこなう
- (2) 合併・分割については、当該年度内に取りまとめ翌年度より実施する。

## 第8章 個人情報の保護

- 第24条 会および会員は個人情報保護法及びガイドラインの遵守に努めなければならない。
- (1) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等は会員間の通信、連絡の手段として必須な情報と考え、それら情報の開示は会員間のみ限定する。
  - (2) 災害時の安否確認、福祉活動のためだけに、班長、役員は会員の家族構成を会員の同意によりそれ求めることができる。
  - (3) 1、2の情報は、何人も町内会員情報として第三者に漏らしてはならない。  
ただし、人命に係る非常時及びそのための資料として、会長または副会長の許可のもと警察、消防署、市にそれらを開示することができる。

## 第9章 集会所等の会資産の使用

- 第25条 会員は集会所およびその備品を「集会所使用規則」に則り使用することができる。

## 第10章 規約の改廃

- 第26条 この規約を変更・改正する場合は、班長会の3分の2以上の同意を必要とする

## 西巽が丘町内会内規

- 第1条 西巽が丘町内会規約第19条に基づき会員の慶弔見舞金を次のとおり定める。
- (1) 会員が子女出生の時 一子につき5,000円  
(3か月以内に班長に申し出る)
  - (2) 会員が死亡した時 おひとりに付き3,000円  
(速やかに班長に申し出る)
  - (3) 会員が下記の年齢に達した時、一人につき3,000円。  
喜寿(満77歳)、傘寿(満80歳)、米寿(満88歳)、卒寿(満90歳)、白寿(満99歳)、百寿(満100歳)  
該当者年齢は受給年の12月31日時点での年齢とする。
  - (4) 会員が小、中学校に新規入学する時一人につき3,000円。
- 第2条 西巽が丘町内会規約第19条に基づき助成金を次のとおり定める。
- 1 東部コミュニティーへの助成金 1世帯につき 200円に会員世帯数を乗じた額  
(世帯数は4月1日付町内会会員数とする)
  - 2 その他助成金は班長会で案件ごとに決める
- 第3条 西巽が丘町内会規約第18条に基づき役員・班長は任期終了時に「連絡・交通費」を受け取ることができるが、その金額は決算状況や他会員が納得できる良識ある額とする。

- 付記 名誉会員の項目を新設する。  
第4章、第6条および第9条10)  
改正 平成11年2月
- 付記 会計監査を変更する。  
第4章 第6条1)および第8条、第9条5)  
改正 平成13年4月
- 付記 会費の納付を変更する。  
第6章、第14条1)、2)  
助成金の項目を新設する。  
第5章 第19条  
新設 平成15年6月
- 付記 第4章 役員、班長、顧問、参与、名誉会員を変更する。  
(第6条 1)の()を第7章 第22条 1)へ移章)  
規約の改廃を変更する。(第8章を新設し、移章)  
第7章 22条1)。2)、3)  
変更・新設 平成21年4月1日
- 付記 第7章 班の合併・分割を変更する。  
変更 平成29年4月
- 付記 子供会を削除する。  
変更 平成31年3月
- 付記 第3章 会員・班  
第4条 会員、班の定義を定める  
第5条 会員の代表者が会費を納めることとする  
第5章 役員会・班長会に部会・委員を併記  
第6章 会計  
第14条 入会金、集会所寄付金などを削除  
第17条 支払いに関する規定を設けた  
第18条 役員・班長への「連絡・交通費」の正当性を明示  
第19条 会員の葬祭への出席免除  
第9章 個人情報の保護に関する条項を追記  
第10章 規約の改廃  
第27条 規約の発効日時を変更  
以上令和6年4月13日 班長会で決定
- 規約後の日付削除  
庶務→総務に変更  
第27条削除